

あきる野市心身障害者通所授産施設「五日市希望の家」及び
あきる野市心身障害者（児）通所訓練施設「ひばり訓練所」指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が、あきる野市心身障害者通所授産施設「五日市希望の家」及びあきる野市心身障害者（児）通所訓練施設「ひばり訓練所」（以下「本施設」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法及び基準等を示すものである。

1 審査対象団体

「五日市希望の家」は、就業困難な心身障害者に対して社会的自立を支援する授産指導を行っており、「ひばり訓練所」は、心身障害者（児）の生活適応訓練等を行っている。

また、「五日市希望の家」は昭和62年から、「ひばり訓練所」は平成9年からその管理運営を社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に委託しており、平成18年からは指定管理者制度により、引き続き、社協が管理している。この間、利用者も施設での生活に慣れ、職員も各利用者の特性を理解し、相互の信頼関係は強固なものになり、保護者からも安心して通わせられるとの評価を得ている。

このような経過から、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号に規定に基づき、社協において、本施設の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できると判断されるため、本施設における候補者の審査の対象団体を社協とする。

2 施設の概要

（1）心身障害者通所授産施設「五日市希望の家」

- ① 名 称 五日市希望の家
- ② 所在地 あきる野市五日市374番地5
- ③ 規 模 敷地面積 634.08m²
建築面積 307.46m²
- ④ 構 造 鉄骨造及び軽量鉄骨造平屋建
- ⑤ 施設内容 通所授産作業所、事務室

（2）心身障害者（児）通所訓練施設「ひばり訓練所」

- ① 名 称 ひばり訓練所
- ② 所在地 あきる野市平沢175番地4
- ③ 規 模 秋川ふれあいセンター内 1階
専用部分 108.65m²
- ④ 構 造 鉄筋コンクリート2階建
- ⑤ 施設内容 日常生活訓練室（2部屋）、作業室、スタッフルーム（事務室）

3 指定管理者が行う業務

(1) 心身障害者通所授産施設「五日市希望の家」

① 施設の運営に関すること

- 1) 社会的自立の促進に必要な授産指導に関すること。
- 2) 集団生活への適応訓練に関すること。
- 3) その他心身障害者の福祉の増進に関すること。

② 施設の維持管理に関すること。

(2) 心身障害者（児）通所訓練施設「ひばり訓練所」

① 施設の運営に関すること。

- 1) 心身障害児の保育指導に関すること。
- 2) 心身障害者（児）の社会的自立を目的とした訓練及び指導に関すること。
- 3) 心身障害者（児）の保護者の指導に関すること。
- 4) その他心身障害者（児）の福祉の増進に関すること。

② 施設の維持管理に関すること。

4 指定期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（5年間）

5 提出書類

社協は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成19年9月28日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とし、(1)及び(2)の書類は、各施設について作成すること。

(1) 事業計画書

- 1) 団体の経営方針について
- 2) 施設の運営方針について
- 3) 施設の管理運営について
 - ① 事業計画
 - ② 年間行事予定
- 4) 人員体制について
 - ① 職員の配置計画
 - ② 職員の研修計画
- 5) 収支見込みについて
 - ① 収支予算書（平成20年度）
- 6) 苦情処理体制について

- 7) 第三者評価への取組について
- 8) 個人情報の保護対策及び情報公開について
- 9) 危機・安全管理体制について
- 10) 環境への配慮について
- 11) 地域や他施設との連携について
- 12) その他特記したい事項について

(2) 指定管理者としての管理運営の状況について

- ① 事業報告書の写し（平成18年度）

(3) 附属資料

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 法人等の役員名簿
- ④ 団体の規程等

6 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

社協から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

(2) プrezentation審査

プレゼンテーション審査は、社協からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を15分程度実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

7 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目	評価		
	良い	普通	悪い
1 団体の経営方針について			
2 施設の運営方針について			
3 施設の管理運営について			
4 人員体制について			
5 収支見込みについて			
6 苦情処理体制について			
7 第三者評価への取組について			
8 個人情報の保護対策及び情報公開について			
9 危機・安全管理体制について			
10 環境への配慮について			
11 地域や他施設との連携について			
12 その他特記したい事項について			
13 指定管理者としての管理運営の状況について			
14 総合評価			
評価合計			

8 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると認められる場合には、社協を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

9 審査結果

選定委員会の審査結果については、社協に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。